

## 2 不当労働行為事件の審査

### (1) 不当労働行為事件の概要

ア 令和3年度に係属した事件は、前年度からの新規申立1件(労組法第7条1・2号)であった。

イ 過去10年間の不当労働行為事件の状況をみると、

(ア) 終結状況については、終結件数5件のうち、命令・決定によるものが2件、和解・取下げによるものが3件であった。

命令・決定による終結区分では、棄却が1件、却下が1件であり、全部救済及び一部救済の事例はなかった。和解・取下げによる終結区分では、全て関与和解で3件となっている。

(イ) 企業規模別申立件数については、「500人以上」が3件、「100人以上499人以下」が2件などとなっている。

(ウ) 労組法第7条該当号別申立件数については、2号関係が最も多く6件、次いで3号関係が3件、1号関係は2件であった。4号関係の事件はなかった。

これらの内訳を見ると、2・3号事件が3件、1・2号事件が2件、2号事件が1件となっており、各号併合申立てが5件で全体の83.3%を占めている。

第1表 不当労働行為事件の年度別取扱状況

(単位:件)

区分 年度	前年度からの繰越	新規申立	係属計	終 結 状 況										翌年度への繰越		
				命 令・決 定					和 解・取 下						終 結 計	終 結 率 (%)
				全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	計	関 与 和 解	自 主 和 解	取 下	計				
平成24			0					0				0	0	—	0	
25		1	1					0				0	0	0.0	1	
26	1	2	3			1		1	1			1	2	66.6	1	
27	1	1	2				1	1				0	1	50.0	1	
28	1		1					0	1			1	1	100.0	0	
29			0					0				0	0	—	0	
30			0					0				0	0	—	0	
令和元		1	1					0				0	0	0.0	1	
2	1		1					0	1			1	1	100.0	0	
3		1	1					0				0	0	0.0	1	
計	4	6	10	0	0	1	1	2	3	0	0	3	5	50.0	0.5	

(注) 1 「関与和解」とは、関係委員又は事務局の関与による和解であり、あっせんによる和解を含む。

2 「取下」とは、申立人の事情等による和解以外の理由による取下げをいう。

3 終結率 =  $\frac{\text{終結計}}{\text{係属計}} \times 100$

第2表 新規申立事件の企業規模別、労組法第7条該当号別状況

(単位:件)

区分 年度	新規申立	企業規模別			労組法第7条該当号別								
		99 人 以 下	100 ～ 499 人	500 人 以 上	1 号	2 号	3 号	4 号	1 ・ 2 号	1 ・ 3 号	2 ・ 3 号	1 ・ 2 ・ 3 号	2 ・ 3 ・ 4 号
平成24	0												
25	1	1							1				
26	2			2		1					1		
27	1		1								1		
28	0												
29	0												
30	0												
令和元	1			1							1		
2	0												
3	1		1						1				
計	6	1	2	3	0	1	0	0	2	0	3	0	0

(注)1 労組法7条 1号…不利益取扱い、黄犬契約

2号…団体交渉拒否

3号…支配介入、経費援助

4号…報復的不利益取扱い

2 企業規模別欄の数は、被申立人が複数の事件があるため、新規申立欄及び労組法第7条該当号別欄の数と一致しない場合がある。

## (2) 審査の目標期間

当委員会では、救済申立てから事件の終結までの審査の目標期間を、「複雑な事件の場合を除いて、申立ての日から1年以内とする。ただし、単純な団交拒否事件については、更なる早期解決に努めるものとする。」と定めている。

### (3) 不当労働行為事件一覧表

#### ア. 終結事件

終結事件なし

#### イ. 係属事件

事件番号 事件名	申立 年月日	申立人	申立ての要旨
		被申立人	
令3(不)1 A事件	3.4.13	・ X労働組合	(1) 被申立人は、地裁で係争中であることを理由として、申立人組合員である a の嘱託雇用契約等に関する団体交渉の申入れに応じなかった。 「団体交渉拒否」
		・ A株式会社	(2) 被申立人は、従業員に対して一時金を支給しているが、申立人組合員である a には支給されなかった。 「不利益取扱い」

請求する救済内容 (労組法7条該当号)	担当委員	備考
(1) 団体交渉申入れへの誠実対応 (2) 誠実な団体交渉の実施 (3) 謝罪文の掲示  (1・2号)	審査委員 ◎島谷 彼谷	係属中  調査1回 (R4.3.31現在)
	参与委員 (労) 浜守 大西  (使) 矢坂 藤井	

## (4) 不当労働行為事件の処理状況

### ア. 終結事件

終結事件なし

### イ. 係属事件

#### A事件（令和3年(不)第1号）労組法第7条1・2号

申立年月日	令和3年4月13日
終結年月日	—
終結状況	係属中
申立人	X労働組合執行委員長
被申立人	A株式会社代表取締役

### 請求する救済内容

- 1 被申立人は、申立人からの団体交渉申入れに誠実に対応すること。
- 2 被申立人は、申立人との団体交渉において、十分な交渉時間を確保すること。
- 3 被申立人は、(本件に係る救済命令後、)組合などの見やすい場所(本社入口と従業員入口)に謝罪文を2週間掲示すること(ポストノータイス)。

### 申立人の主張の要旨

申立人組合員である a は、被申立人と定年退職後も嘱託社員として雇用されることで合意していたが、退職前に、新型コロナウイルス感染症対策のための自宅待機中に私用外出したことなどを理由にけん責処分を受け、その処分を理由に嘱託として雇用されないこととなった。

a は地位保全を求め、訴訟と組合による団体交渉で解決を図ろうとしたが、団体交渉について、被申立人は、訴訟係属中を理由に応じていない。

被申立人が団体交渉に応じていないこと、また、その後被申立人から全従業員に支払われた「激励金」が組合員には支払われていないことは、不当労働行為(団交拒否・組合員の不利益取扱い)に当たる。

### 被申立人の主張の要旨

申立人組合員である a は、勤務成績不良で、被申立人の再雇用基準である人事評価、昇給考課において普通水準以上であることとの条件を満たしていなかった。

a は、自宅待機を命じ、不要不急の外出を避けるようにとの指示に明白に違反し、別会社の事務所に行き、大量の除菌水を持ち去った。被申立人は、違反事実を確認した上、始末書を提出させて諍

責の懲戒処分を行った。

a の行為は、就業規則の服務規定に違反するもので、被申立人の従業員として不適格であることを顕すものである。このため、被申立人は、合意書の定めに基づき、合意書を破棄し、a を再雇用しないことを決定した。

被申立人は、a を再雇用しないことについての団体交渉の申入れに応じ、2回の団体交渉を行った。団体交渉の結果、議論は平行線のままであった。

a と被申立人との再雇用契約の有無については、地裁において係属中の訴訟の進行及び結論を待つべきものであり、訴訟外において団体交渉に応じる必要はない。

## 審査経過

区分	回	年月日	証人等の申請者	人数	概要
調査	1	3.6.29	—	—	双方に対して求釈明が行われた。 被申立人が申立人の団体交渉申入れに応じる意向を示したことから、今後当事者間で団体交渉が実施されることとなった。

## (5) 再審査事件、行政訴訟事件の処理状況

### ア. 再審査事件

再審査事件なし

### イ. 行政訴訟事件

係属事件なし